

# 業務及び財産の状況に関する説明書類

第13期 2017年7月1日から2018年6月30日まで

2018年9月21日作成（公衆縦覧の開始日）

監査事務所名 PwC京都監査法人

所在地 京都府京都市下京区

四条通烏丸東入ル長刀鉾町8

代表者名 松永 幸廣

## 一. 業務の概況

### 1. 監査法人の目的と沿革

#### (1) 目的

- ・ 財務書類の監査または証明の業務
- ・ 財務書類の調製、財務に関する調査もしくは立案または財務に関する相談の業務

#### (2) 沿革

みすず監査法人京都事務所の業務の継続性を維持するため、平成19年3月19日付けで設立しました。また、平成19年6月22日に東京都港区に従たる事務所を設置しています。

### 2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

無限責任監査法人

### 3. 業務の内容

#### (1) 業務概要

当年度は、前期末の人員から12名の増員となり、年度末で284名となっています。当年度中に被監査会社等は、金商法監査1社、会社法監査11社、その他の法定監査1社、その他の任意監査20社が増加し、全体として33社の増加となりました。監査については、監査ツール、品質管理、教育研修等にPwCのリソースを使用して実施しています。

非監査証明業務については、特に記載すべき事項はありません。

#### (2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

種別	被監査会社等の数	
	総数	内 大会社等の数
①金商法・会社法監査	41社	41社
②金商法監査	1社	1社
③会社法監査	96社	10社
④学校法人監査	2社	0社
⑤労働組合監査	0社	0社
⑥その他の法定監査	29社	0社
⑦その他の任意監査	75社	0社
計	244社	52社

(4) 非監査証明業務の状況

区分	対象会社等数
大会社等	13社
その他の会社等	93社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

最高意思決定機関としては社員総会ですが、迅速かつ適切な意思決定を行うために経営会議を設置しています。経営会議の決定事項の執行はマネージング・パートナーである松永幸廣が責任を負いますが、品質管理部、アシュアランス本部、アドバイザリーモジュール、管理部等の責任者にその執行権限を委譲して行われ、その状況は適時にマネージング・パートナーに報告されます。マネージング・パートナーの直轄の組織として内部監査室を設置し、法人運営全般にかかる品質管理の整備と有効性を検証しています。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

①職業倫理及び独立性

(a) 職業倫理

すべてのパートナー及び職員には当法人の行動規範を遵守した行動を取ることが求められています。行動規範には当法人のプロフェッショナルとしての職業倫理が含まれており、これをすべてのパートナー及び職員へ配布し、また定期的に研修を行うことにより行動規範の遵守について周知徹底を図っています。

(b) 独立性

当法人は、独立性について、わが国の関係法令及び日本公認会計士協会が定める監査人の独立性に関する諸規則を遵守するための方針及び手続を定めています。また、外国の規制当局による監査人の独立性に関する諸規則が適用される業務、特に米国証券取引委員会（SEC）登録会社の監査等については、かかる規制当局による諸規則も遵守するための方針及び手続を定めています。

(c) ローテーションの方針及び手続

SEC規則適用会社のForm 20-F 署名パートナー、筆頭業務執行社員及びクオリティー・レビュー・パートナーは5年以内、それ以外の監査チームの業務執行社員及びクオリティー・レビュー・パートナーは7年以内というローテーション・ルールを採用しています。

(d) 社員の報酬決定

社員の業績評価は、毎年9月に1年間を対象として実施しています。これに基づいて、マネージング・パートナーが報酬の原案を作成し、経営会議において当該原案を審議し決定しています。

②監査契約の新規の締結及び更新

監査契約の受入及び継続の可否の決定にあたっては、クライアントに関するリスクが管理可能であるかの観点から、会社及び経営陣の評判、取締役会の有効性、経理部門の能力、会社の採用する会計方針、不正リスク、監査報酬、当法人の監査資源等を総合的に検討し、リスク管理担当社員が当該結果を評価・承認することにより判断することとしています。

③監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

当法人の当初の人員は主として元みずぎ監査法人京都事務所の社員・職員により構成されており、独立性・誠実性等に関するオリエンテーションを実施しています。採用に関しては、公認会計士試験合格者を中心として、PwC京都監査法人のフィロソフィを共有できる高い価値観を有している人材を採用しています。

また、当法人では監査業務におけるレビュー、コーチングを中心とした教育・訓練に加え、継続的に幅広い研修を行い、継続的専門研修制度(CPE)により毎年必要とされる単位数や内容に関しても、職業的専門家としての基準を遵守します。

当法人のすべてのスタッフは、関与した監査チームのパートナー等の上席者から評価されます。これらの評価に当たっては監査実施者としての能力の向上、職業倫理の遵守状況及び品質への貢献を重視しています。社員の報酬に関しては品質管理の遵守状況を踏まえ経営会議において決定しています。

また、監査実施者の選任については、クライアントの業種・事業の専門性、事

業規模、監査リスク等とともに監査チームメンバーの経験、能力、知識等を十分に勘案して決定しています。

#### ④業務の実施

##### (1) 監査業務の実施

当法人は、国際水準の監査業務を実施するために開発された監査メソドロジーに基づいて監査業務を行っています。さらに、わが国における監査基準に準拠するための取扱要領を定めています。

##### (2) 専門的な見解の問合せ

判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項については、クオリティ・レビュー・パートナー、品質管理部及びその他の専門家との相談を必要とすることが当法人の規程により求められています。また、米国会計基準等に関する重要な事項等に関しては、必要に応じて米国等の会計事務所に専門的な見解を問い合わせることとしています。

##### (3) 監査上の判断の相違

当法人は、監査実施者間又は業務執行社員と品質管理部もしくはクオリティ・レビュー・パートナーとの間において見解の相違が存在する場合に、これらの見解の相違をどのように解決するかに関する方針及び手続を定めています。

##### (4) 監査業務に係る審査

当法人では、すべての監査チームにクオリティ・レビュー・パートナーの設置を行っています。クオリティ・レビュー・パートナーは業務執行社員と議論し、監査計画とその実施について、また重要な事項に対する結論や財務諸表とその開示、監査意見の適正性について独自に評価する責任を負っています。クオリティ・レビュー・パートナーがその役割を実行するにあたっては、当法人の規程により、監査チームからの独立性、業界に対する専門的知識及び実務経験の保持が求められています。

##### (5) 監査調書

監査調書は電子化された監査調書と紙面調書から構成されており、電子化された監査調書は、業務上必要な者が必要な期間にのみアクセス権が付与され、最終的な整理後は原則として調書内容の追加、変更、削除ができないよう管理されています。紙面調書については、監査調書の最終的な整理後はIDカードにより入室管理のなされた所定の場所もしくは完全に隔離された場所へ収納されます。また、監査調書の最終的な整理、管理、保存に関する方針及び手続を定めています。

⑤品質管理のシステムの監視

当法人の品質管理システムにかかる規程及び専門家としての基準が遵守され、品質管理システムが有効に機能しているかについては、主に品質管理部が日常的にモニタリングしています。加えて、内部監査室の主管により、定期的に監査チームから独立した経験豊富なパートナーによって、すべてのパートナーの監査業務及び法人としての品質管理システムのモニタリングが行われます。なお、少なくとも3年に1回はすべてのパートナーがモニタリングの対象となります。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

監査証明業務について、監査報告書は業務執行社員の監査意見についてのクオリティ・レビュー・パートナーの審査の完了をもって発行することと当法人の規程において定められており、公認会計士である社員以外の者が監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことは排除されています。

(4) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

2017年8月～9月

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任者から定期的に報告を受けることにより、品質管理のシステムに関する最終責任者であるマネージング・パートナーは、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適切であることを確認しています。

5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う他の公認会計士の氏名又は監査法人の名称

該当事項はありません。

(2) 提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3) 提携上の提携の内容

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う他の公認会計士の氏名又は監査法人の名称

PricewaterhouseCoopers International Limited

(2) 提携を開始した年月

2013年3月

(3) 提携上の提携の内容

メンバーファームとして以下の提携を行っています。

- ▶ 提携先の所有する監査にかかるリソース及び関連するツールの利用
- ▶ 上記に関連する研修の受講
- ▶ 提供先の設定する品質管理・リスク管理に関する基準及び手続の設定と遵守、関連するサポート・レビューの受領
- ▶ 上記に関連する会議への出席

(4) ネットワーク及びその取り決めの概要

上記の提携の内容については、PricewaterhouseCoopers International Limitedと当法人のメンバーファーム契約により取り決められています。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
26人	3人	29人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	合計
経営会議	業務執行及び品質管理方針の策定等	3人	0人	3人

### 三. 事業所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	合計	
(主) 京都	京都市下京区 四条通烏丸東 入ル長刀鉾町8	21人	2人	23人	53人
(従) 東京	東京都港区浜 松町二丁目4番 1号	5人	1人	6人	31人

(注) 公認会計士である使用人の数には、非常勤/嘱託である公認会計士(3名)を含んでいません。

(注) 東京オフィスは、2018年7月1日下記に移転しています。

東京都港区芝浦3-1-21 田町ステーションタワーS

### 四. 監査法人の組織の概要

当法人の組織の概要については、別添の組織図をご参照ください。

### 五. 財産の概況

#### 1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第12期 2016年7月1日 ～2017年6月30日	第13期 2017年7月1日 ～2018年6月30日
売上高		
監査証明業務	3,671,857	3,926,794
非監査証明業務	692,574	456,025
合 計	4,364,432	4,382,819

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

被監査会社等の名称
TOWA(株)
(株)サンマルクホールディングス
(株)ファルコホールディングス
日本電産(株)
(株)ジェイテクト
ダイベア(株)
京セラ(株)
(株)ケア21
トーカロ(株)
アライドアーキテクト(株)
(株)エナリス
(株)ケアサービス
(株)キング
フューチャーベンチャーキャピタル(株)
ブティックス(株)
(株)リアルワールド
(株)レッグス
中外炉工業(株)
(株)ハウスドウ
(株)はるやまホールディングス
(株)トア紡コーポレーション
(株)平和堂
(株)ジェイエスエス
京都機械工具(株)
(株)クラウティアホールディングス
(株)京写
(株)京進
KDDI(株)
沖縄セルラー電話(株)
日東精工(株)
(株)ニチイ学館
アズマハウス(株)
(株)JEUGIA
シライ電子工業(株)
岩井コスモホールディングス(株)



被監査会社等の名称

(株)ラックランド

任天堂(株)

(株)白鳩

(株)ジェイテック

幼児活動研究会(株)

アカサホールディングス(株)

クボデラ(株)

日本電産コパル(株)

日本電産サンキョー(株)

京セラドキュメントソリューションズ(株)

中部テレコミュニケーション(株)

(株)ジュピターテレコム

(株)ジェイコムイースト

(株)ジェイコムウエスト

UQコミュニケーションズ(株)

村田機械(株)

岩井コスモ証券(株)

合計 52社

# PwC京都監査法人 組織図

2018年6月30日現在



